

さいたま緑の森博物館保全活用協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 県民や企業など地域社会の多様な主体の参加と連携により、さいたま緑の森博物館(以下「博物館」という。)の保全と活用に取り組んでいくため、さいたま緑の森博物館保全活用協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 博物館を構成する雑木林や湿地などの自然環境の保全、管理に関する事
- (2) 樹林地の植生管理に関する基本方針に関する事
- (3) 博物館のフィールドや伐採木などの自然資源の有効活用方策に関する事
- (4) 協議会を構成する県民や企業などの取組に関する事
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事項に関する事

(構成員)

第3条 協議会の会員(以下「会員」という。)は、設置目的を理解する県民、NPO、企業及びその他の団体をもって構成し、別に定める書面により事務局へ届け出た者とする。

(資格の喪失)

第4条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

- 一 退会
 - 二 死亡(法人等団体にあつては解散)
 - 三 除名
- 2 退会をしようとする者は、書面により会長に届け出るものとする。
- 3 第1条の設置目的に反する行為や協議会を誹謗中傷する行為を行った場合、又は協議会の運営に著しい支障を生じさせた場合には、会員の3分の2以上の同意をもって除名することができる。

(構成)

第5条 協議会に、会長、副会長を置く。

- 2 協議会に幹事を置くことができる。
- 3 会長は、会員の互選により選任する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 幹事は、会員の互選により選任し、原則として10人以内とする。
- 6 会長は、協議会を代表し、協議会を統括する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 8 幹事は、協議会の運営に資するため、会長から指示された事項を幹事会において整理・調整する。

(任期)

第6条 会長及び副会長(以下「会長等」という。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の会長等の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 会長等は、再任を妨げない。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて、会員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 3 協議会の会議については、議事録を作成するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は県みどり自然課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月2日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

さいたま緑の森博物館保全活用協議会加入希望届

さいたま緑の森博物館保全活用協議会設置要綱を熟知の上、加入することを希望します。

令和 年 月 日

1 団体（個人）名 （団体の場合には代表者名）	（代表者名 ）
2 活動参加予定者 （団体の場合）	人
3 担当者連絡先 ①氏名 ②住所 ③電話番号 ④メールアドレス	① ②〒 ③ ④
4 団体（個人）の概要 ①所在地（団体の場合） ②会員数（団体の場合） ③活動実績	① ② ③
5 備考	

※本加入希望届を通じて提供を受けた個人情報は、緑の森博物館の保全や活用に関し、情報を提供するために利用するものとし、埼玉県個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。

事務処理上必要があり、当協議会の事務を委託している団体に情報を提供する場合には、情報を適正に取り扱うよう求めます。

連絡先 埼玉県環境部みどり自然課
自然ふれあい担当
電 話 048-830-3156
FAX 048-830-4775
E-mail a3140-04@pref.saitama.lg.jp